

平成30年度予算見積調書

課室名：学事課
 担当名：高等学校担当
 内線：2558

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B15	私立学校父母負担軽減事業補助			一般会計	教育費	私立学校費	私立学校等振興費	私立学校父母負担軽減事業補助	
事業期間	昭和52年度～	根拠法令	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律など	宣言項目			06	次代を担う人財育成	
				分野施策			030623	私学教育の振興	
1 事業概要				5 事業説明					
教育の機会均等を確保するとともに、生徒納付金の公私間格差を更に縮小するため、収入が一定金額以下の私立学校に通う世帯を対象に教育費の負担を軽減する。 生徒の修学を支援することで、次代を担う「人財」開発に寄与する。 (1) 私立幼稚園保育料軽減事業補助 40,762千円 (2) 私立学校授業料等軽減事業補助(入学金軽減事業補助含む) 5,016,813千円 (3) 専門学校生の授業料等負担軽減補助 5,896千円 (4) 事務費 72,280千円 (5) 高等学校等就学支援金(私立) 7,323,633千円 (6) 私立中学校等経済的支援 68,100千円				(1) 事業内容・事業計画 ア 私立幼稚園保育料軽減事業補助(補助対象見込 356人) 40,762千円 ・保護者の失業・死亡・離婚等による家計急変世帯を対象として、保育料の一部を補助する。 イ 私立学校授業料等軽減事業補助(入学金軽減事業含む)(補助対象見込 37,306人) 5,016,813千円 (7) 小・中学校 7,200千円 ・保護者の失業・死亡・離婚等による家計急変世帯を対象として、授業料の一部を補助する。 (4) 高等学校(県内全日制・通信制) 5,000,074千円 (7) 特別支援学校 1,698千円 (エ) 高等専修学校 7,841千円 ・年収一定額未満の世帯に、生徒納付金の一部を補助。 ウ 専門学校生の授業料等負担軽減補助(補助対象見込 40人) 5,896千円 ・経済的に修学困難な生徒に対し授業料の一部を支援するとともに、修学支援アドバイザーを派遣する。 エ 事務費 72,280千円 オ 高等学校等就学支援金(補助対象見込 44,374人) 7,323,633千円 ・世帯年収約910万円未満の高等学校等の生徒に対し、授業料の一部を補助する。 カ 私立中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業(補助対象見込 681人) 68,100千円 ・私立小、中学校及び特別支援学校中学部のうち、年収約400万円未満の世帯に生徒納付金の一部を補助。 (2) 事業効果 ・幼稚園：経済的理由による退園者を防ぐセーフティネットの役割を果たしている。 <幼稚園家計急変世帯補助数> 26年度：571人 27年度：466人 28年度：305人 ・高校等：経済的理由による退学者、滞納者を防ぐ。 <経済的理由の退学者数> 22年度：7人 28年度：0人 <経済的理由の滞納者数> 22年度：171人 28年度：126人 (3) 変更点 ・<拡充>幼稚園：補助単価を増額する。 ・<拡充>高校：一定期間に学費負担が集中する多子世帯(県内私立高校に通う生徒を含め、私立高校生や大学生等を3人以上抱える世帯)に対する授業料補助を年収約720万円未満世帯まで拡大					
2 事業主体及び負担区分									
<保育、授業料等・入学金>(県10/10)学校法人等0 <専門学校生>(国10/10、県0) <就学支援金・中学校等経済的支援>(国10/10、県0)学校法人等0									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(単位費用)(区分)教育費(款)その他の教育費(細目)私立学校助成費(細目)私立学校助成費(積算内容)私立学校経常費補助 高等学校(生徒1人当たり)12,800円									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×3.8人=36,100千円									
				財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	諸収入						
決定額	12,527,484	7,492,199	1,894					5,033,391	469,942
前年額	12,057,542	7,309,016	1,640					4,746,886	